

一般社団法人 日本損害保険協会 四国支部

「愛媛県地域防災計画(案)」に係るパブリック・コメントについて意見表明 ~平時における県民の果たすべき役割に保険加入の検討や加入済み保険の確認を要望~

日本損害保険協会四国支部愛媛損保会(会長:竹川 和宏・損害保険ジャパン株式会社愛媛支店長)では、2022年12月23日付で愛媛県から公表された「愛媛県地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編)(案)」に係るパブリック・コメントに対して意見表明を行いました。

≪パブリック・コメントの概要≫

災害対策基本法に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられている愛媛県 地域防災計画について、愛媛県の地域に係る国の機関、市町村及び公共機関等の防災対策上処理すべき事 務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるもので、南海トラフ地震等の大 規模災害への防災対策をより一層充実・強化するため、同計画を修正するもの

これに対し、四国支部では、以下のとおり意見表明を行っています。

≪意見内容の概要≫

風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編共通 〈意見〉

- ・前提として、国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、南海トラフ地震等の 大規模災害への防災対策をより一層充実・強化するため、愛媛県地域防災計画を修正することについて 賛成する。
- ・風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編には保険の活用について記載がされている。保険は被 災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることからその記載について賛成するとともに引続き 県、市町は普及促進に努めていただきたい。
- ・風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編に「県民の果たすべき役割」が記載されている。すべて自助として重要なものであり賛成する一方、生活再建にとって有効な手段である保険加入の検討や加入済み保険の確認も平時から実施すべきと考える。よって「火災保険・地震保険加入の検討又は補償範囲の確認」を平常時の実施事項として追記することが適切であると考える。

四国支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。